平成２３年（フ）第１７２２２号
東京都調布市東つつじケ丘３丁目53―23
債務者　穴井　統子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０３号
静岡県磐田市鳥之瀬176番地の１　ＶＰマンションⅢ―3101号
債務者　堀内　広樹
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２５８４号
愛知県知多郡武豊町字道崎12番地の３
破産者　小川建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６０号
愛知県大府市大東町１丁目722番地
破産者　株式会社ＨＯＭＥ・ＡＮＤ・ＦＰ
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９７号
名古屋市名東区上社１丁目611番地　サンシスカビル１Ｆ
破産者　有限会社からくい
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２２号
北海道江別市工栄町８番地２
破産者　小原工務店株式会社
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
栃木県那須郡那須町大字高久甲2692―112
アメリカンカントリーコテージミナミ、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字高久丙3193番地304
破産者　清水　陽子
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８５号
栃木県足利市堀込町2918番地７
破産者　高研興業有限会社
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６９号
川崎市高津区野川3858番地２
破産者　有限会社丸正創建
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
新潟県燕市中諏訪４番25号
破産者　八子フサ子
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２２７号
長野市大字東和田767番地16
破産者　株式会社まごころ
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７５号
名古屋市中川区西中島１丁目302番地
破産者　有限会社中京ファッション物流センター
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３０１号
大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
破産者　株式会社森脇工務店
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４号
大阪市都島区高倉町１丁目８番23号
破産者　株式会社エムズ
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３６号
大阪府門真市上野口町59番３号
破産者　カマダ産業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１８号
大阪市浪速区難波中３丁目４番１号
破産者　辻興産株式会社
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８９５号
大阪市中央区瓦町１丁目４番１号
破産者　昭和染織株式会社
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９９２号
大阪府東大阪市西堤本通西１丁目８番25―301号
破産者　株式会社ゼネメント
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１７８号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目13番９号
破産者　株式会社アクティブ
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３号
兵庫県伊丹市北野５丁目１番地
破産者　株式会社てるや
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県伊丹市寺本２丁目43番地の９
破産者　有限会社エンジニアサービス
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部